龍ケ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月25日

龍ケ崎市長 萩 原 勇

龍ケ崎市条例第4号

龍ケ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 龍ケ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年龍ケ崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第16条 給与条例第20条から<u>第21条</u>までの規定は、任期が6月以上 のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

3 6月に期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度 の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイ ム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限 る。)が前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用 に係るものに限る。)との合計で6月以上に至ったときは、第1項の任 改正前

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第20条から<u>第20条の3</u>までの規定は、任期が6月 以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)が前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計で6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上

期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当)

第25条 給与条例第20条から第21条までの規定は、任期が6月以上 のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく 短い者として市規則で定める者を除く。以下この条において同じ。) に ついて準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「そ れぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職 し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時 間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶 養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とある のは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、 退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任 用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員 との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。) の1月当たりの平均 額」と、給与条例第21条第3項中「それぞれその基準日現在におい て職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては、給 料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額 の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパート タイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム 会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 省 略

3 6月に期末手当<u>及び勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度 の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタ イム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに 限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任 用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第20条から<u>第20条の3</u>までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 省 略

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例一部改正)
- 2 龍ケ崎市職員の育児休業等に関する条例(平成20年龍ケ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 省 略

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業を している職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期 間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。</u>)を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

改正前

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 省 疄

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職員」という。)を除く。) のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。